

暮らしの情報

※詳しいことは圓に
お問い合わせください。

子育て

里親制度説明会を 開催します

県では、新たに里親になって子どもを育てていただける人を募集しています。

県と市では、里親について知っていただくために、「里親制度説明会」を開催します。里親に関心のある人や里親を希望する人は、ぜひご参加ください。

▼とき・ところ 1月21日(土) 午後2時から天草西保健福祉センター、午後7時から天草市民センター・第2会議室。

▼内容 II DVD視聴、制度の説明、個別相談。

▼申込方法 II 事前に本庁・子育て支援課へ電話またはFAX②3501でお申し込みください。

みください。
※当日の参加も可能です。
本庁・子育て支援課

行政

給与支払報告書の 提出をお願いします

平成25年中に給料や賃金などを支払った事業所または個人事業主は、「給与支払報告書」を提出してください。

なお、パートやアルバイト、または年の途中で退職した人、個人事業主で家族などの事業専従者に支給する給与についても提出が必要です。

「給与支払報告書」を提出しないと、給与について従業員の人に住民税の申告をお願いすることになりますので、必ず提出してください。

▼提出期限 II 1月31日(金)※早めの提出をお願いします。

▼提出先 II 本庁・課税課または各支所担当課。

〔郵送〕〒863-1863 1 (住所記載不要) 天草市役所・課税課

※なお、インターネット(e-LTAX)を利用して「給与支払報告書」を提出する場合は、提出先を「e-LTAX」に設定してください。

事業者にかかる 固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。

免除を受けるためには申請が必要です。

▼対象 II 製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業(下宿営業を除く)を行うための特別償却設備(家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置)を新・増設した事業者。

▼適用基準 II 平成25年1月2日から翌26年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの。なお、土地は取得日の翌日から1年以内に家屋の建

与支払報告書」を提出することができません。ご利用についての詳細はe-LTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

本庁・課税課

設に着手されたものに限ります。

▼免除期間 II 固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。

▼申請期限 II 1月31日(金)まで。

●企業誘致や地場産業の振興のための奨励措置(工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付)も行っています。

本庁(別館)・産業政策課

長期優良住宅の 固定資産税の減額について

平成26年3月31日までに新築された認定長期優良住宅は、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税の2分の1が5年間減額されます。

▼対象の要件 II ●家屋の住居部分の床面積が2分の1以上であること ●1戸あたりの床面積が50㎡(1戸建て住宅以外の賃貸住宅などにあつては40㎡)以上280㎡以下。

▼減額される期間 II ①一般住宅(②以外の住宅)：新築後5年間 ③階建て以上の

耐火構造住宅：新築後7年間。

▼申込方法 II 印かんと「長期優良住宅認定通知書(写しでも可)」を持参し、本庁・課税課または各支所担当課で申告してください。

本庁・課税課

商工業設備投資資金利子 補給補助金の受付開始

常時雇用している従業員数が20人以下(商業やサービス業は5人以下)の商工業小規模事業者で、設備投資のため500万円以上の資金の借入れを行った事業者に対して、利子補給補助金を交付します。

▼補助対象

●事業用店舗や倉庫、工場、事務所の新築または増改築。

●製造を目的とした機械の導入(自動車や間接的な機械設備を除く)。

●顧客のための無料駐車場の整備(用地取得費を除く)。

●公共事業の施行に伴う改装や移転(補償対象とな

る部分や住居を除く)。

▼申込方法 II 1月31日(金)までに、各商工会議所または市商工会に次の関係書類により申し込んでください。

●補助金等交付申請書

●商工業設備投資資金利子補給補助金事業計画書(新規のみ)

●計算基礎書

●資金借入契約書の写しと償還計画書

●商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書

●滞納のない証明書

本庁(別館)・産業政策課
各商工会議所(本渡)②2001、牛深③3141
市商工会③2525



ごみ収集日を変更します

対象地区	変更前	変更後
燃やせるごみ		
水・土曜日に収集予定の地区	1月1日(土)	収集なし(次は4日(土))
月・木曜日に収集予定の地区	1月2日(土)	収集なし(次は6日(土))
火・金曜日に収集予定の地区	1月13日(日)	1月14日(土)
燃やせないごみ		
土手、佐伊津町(上在郷、下在郷、寺の尾、金ヶ丘、松原、堀の内、元、町、浜洲、ほんどの森)	1月1日(土)	1月7日(土)
港町、亀場町(新田)、楠浦町(新田西、新田中、新田東、舟津1、舟津2・3、舟津4・5、舟津6、今村、釜、錦島、大友尻)	1月2日(土)	1月8日(土)
小松原、志柿町(志柿東、宇土、村下、志柿中央、志柿西)	1月3日(金)	1月9日(土)
志柿町(東瀬戸)、下浦町全域	1月13日(日)	1月17日(金)
資源物		
東浜、西浜、浜津、馬場、浜崎、亀場町(通山、宇土、春登、後堀、開場、友尻)、杵宇土町全域	1月1日(土)	1月29日(土)

対象地区	変更前	変更後
資源物		
船之尾、大門口、東町、上川原、川原新町、上町、土手、亀場町(上、恵比呂)	1月2日(土)	1月30日(土)
上南、下川原、亀場町(寺中、下瀧、下浜田、上浜田)	1月3日(金)	1月31日(金)
古川、下町、本町全域、宮地岳町全域	1月13日(日)	1月11日(土)
燃やせるごみ		
月・木曜日に収集予定の地区	1月2日(土)	1月4日(土)
火・金曜日に収集予定の地区	1月13日(日)	1月14日(土)
燃やせないごみ ※年始の収集日変更により通常の収集日が1週間ずれます。		
岡東、岡一、岡二、岡三、岡四、船津、真浦、加世浦、宮崎	1月1日(土)	1月8日(土)
鬼塚、須口、茂串、吉田一、吉田二、大脇、上揚、村田、かじや、明石	1月8日(土)	1月15日(土)
魚貫一、魚貫二、浦越、池田、福津、亀浦、早浦、四名田、向辺田	1月15日(土)	1月22日(土)
天附、元下須、中の浦、大の浦、山の浦、内の原、浅海、下平、船津、東多々良、中浦	1月22日(土)	1月29日(土)

年始と1月13日(日)(成人の日)のごみ収集日を変更します。なお、1月1日(土)から同3日(金)までは収集は行いません。その他の地区は、「家庭ごみの出し方カレンダー」をご確認ください。 本庁・環境施設課

対象地区	変更前	変更後
資源物 ※年始の収集日変更により通常の収集日が1週間ずれます。		
中の浦、大の浦、山の浦、内の原、浅海、下平、船津、東多々良、中浦	1月1日(土)	1月8日(土)
亀浦	1月15日(土)	1月22日(土)
吉田一、吉田二、大脇、上揚、村田、かじや、明石	1月2日(土)	1月9日(土)
船津、真浦、加世浦、天附、元下須	1月16日(土)	1月23日(土)
早浦、四名田、向辺田	1月3日(金)	1月10日(金)
魚貫一、魚貫二、浦越、池田、福津	1月17日(金)	1月24日(金)
燃やせるごみ		
東地区(楠浦、大浦、須子、赤崎、下津江)	1月8日(土)	1月15日(土)
西地区(上津浦、下津浦、小島子、大島子)	1月22日(土)	1月29日(土)
燃やせないごみ		
楠浦、下津浦	1月9日(土)	1月16日(土)
	1月23日(土)	1月30日(土)
	1月10日(金)	1月17日(金)
	1月24日(金)	1月31日(金)

対象地区	変更前	変更後
燃やせるごみ		
A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	1月2日(土)	1月4日(土)
B地区(馬場下、渡ノ浦、平、棒の鶴、馬場上、切越の一部(団地前)、宮地浦の一部(浦元宅前)、中田、碓石、大宮地)	1月13日(日)	1月14日(土)
燃やせないごみ		
A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	1月1日(土)	1月8日(土)
資源物 ※年始の収集日変更により通常の収集日が1週間ずれます。		
大多尾、宮南、宮地浦、切越(団地前除く)、諏訪	1月2日(土)	1月9日(土)
馬場下、渡ノ浦、平、棒の鶴、馬場上、切越(団地前)、中田、碓石、大宮地	1月16日(土)	1月23日(土)
燃やせるごみ		
東地区(御領、鬼池)	1月9日(土)	1月16日(土)
西地区(二江、手野、城河原)	1月23日(土)	1月30日(土)
資源物		
西地区(二江、手野、城河原)	1月2日(土)	1月4日(土)
	1月13日(日)	1月14日(土)
	1月3日(金)	1月4日(土)
	1月1日(土)	1月6日(日)